契約事前確認公募について

令和８年８月 31 日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）で検討している、「福島第一原子力発電所における現実的な被ばく評価に関する調査」業務について、下記の募集要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合には、特定法人等との契約手続に移行します。

なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合には、特定法人等と当該応募者との間の競争手続きに移行する予定です。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

１．契約の概要

（１）件名

福島第一原子力発電所における現実的な被ばく評価に関する調査

（２）履行期間

契約締結日～令和９年３月 19 日

（３）概要

「福島第一原子力発電所におけるストレステスト的評価に係る予備検討」(2024)及び「福島第一原子力発電所におけるストレステスト的評価手法の開発」(2025)を踏まえると、今後さらに現実的な 1F リスク評価を行うためには、放射性物質が建屋外に放出された後の拡散挙動評価の精緻化を図ることが有効と考えられる。

そこで、本委託では 1F で適用するにあたってより現実的な評価が可能となるような拡散評価手法について調査を行う。具体的には、日本原子力研究開発機構が開発・公開している局所域高分解能大気拡散・線量評価システム「LHADDAS」及び国内外で使用実績のある大気拡散コードの調査を行うとともに、「LHADDAS」及び調査した大気拡散コードの特徴を 1F への適用性の観点から整理する。さらに、調査したコードの中から一つを選定し、これを用いて 1F 内のリスク源に対して一般公衆及び作業員被ばくの観点から最大となるケースを特定し、試評価を行うこととする。なお、コードやリスク源の選定にあたっては、NDF と調整の元これを行うこととする。

２．応募する者に必要な資格

下記全ての条件を満たすものとする。

（１）当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当しない者であること。

（２）次の各号に該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者は応募資格を有しない。

① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

⑦ この項（この号を除く）の規定により応募資格を有しないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

（３）令和 7・8・9 年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」の等級以上に格付されている者であること。

（４）内閣府、文部科学省、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

（５）過去３年以内に情報管理の不備を理由に機構との契約を解除されている者ではないこと。

（６）本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

（７）中立的かつ公平的な立場で業務を実施できる者であること。

（８）仕様書の交付を受けた者であること。

（９）本業務を遂行できる履行体制と作業計画を有していること。

（１０）以下の技能に関する要件を満たしていること。

① 廃炉・汚染水・処理水対策事業（固体廃棄物の処理・処分に関する研究開発）に参画し検討状況を把握していること。また軽水炉燃料の燃焼計算等の経験があり放射性核種の崩壊・生成に関する知見を有すること。

② 経済産業省における放射性廃棄物海外総合情報調査におけるデータベース整備等の事業実施を通じて、各種データベースの構築・運営及び、可視化システムの構築に係る実績等を有すること。

③ 公衆への影響の評価を行うに当たり、英国 NDA が開発した SED 評価手法について把握しており、かつ類似の評価手法における知見を有すること。

３．手続き等

（１）問い合わせ先

〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目 11 番 44 号　赤坂インターシティ 11F

原子力損害賠償・廃炉等支援機構　廃炉部門　技術グループ

「福島第一原子力発電所における現実的な被ばく評価に関する調査」業務担当

メール：tsg2026_NDF@ndf.go.jp
（ﾃｨ ｴｽ ｼﾞｰ ﾆ ﾚｲ ﾆ ﾛｸ ｱﾝﾀﾞｰﾊﾞｰ ｴﾇ ﾃﾞｨ ｴﾌ ｱｯﾄﾏｰｸ ｴﾇ ﾃﾞｨ ｴﾌ ﾄﾞｯﾄ ｼﾞｰ ｵｰ ﾄﾞｯﾄ ｼﾞｪｰ ﾋﾟｰ）
応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

（２）説明会の有無

無

（３）仕様書の交付

上記（１）において令和８年９月 11 日（金）までの平日（10：00～17：00）配布する。

なお、事前に上記（１）の担当者に日時を連絡のこと。

（４）参加意思確認書の提出期限及び提出先

期限：

令和８年９月 14 日（月）12：00

提出先：

〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目 11 番 44 号　赤坂インターシティ 11F
原子力損害賠償・廃炉等支援機構　廃炉部門　技術グループ
「福島第一原子力発電所における現実的な被ばく評価に関する調査」業務担当あて
（郵送による場合は、期限まで必着のこと）

【提出書類】

① 参加意思確認書（別添）
② 令和 7・8・9 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
③ 組織概要（パンフレット等）
④ 作業体制図及び作業計画書（様式自由）
⑤ ２．応募する者に必要な資格（１０）の技能要件を満たすことの説明（様式自由）

４．その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
（２）競争手続きに移行した場合、その旨通知する。
（３）参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

以上

別添

令和　　年　　月　　日

参加意思確認書

原子力損害賠償・廃炉等支援機構
理事長　山名　元　殿

提出者
住　所
会社名
代表者役職氏名　　印

下記公募について、応募要件を満たすものとして、参加意思確認書を提出します。

記

件　名：福島第一原子力発電所における現実的な被ばく評価に関する調査

連　絡　先
所　　属
役　職　氏　名
メールアドレス
電　話　番　号